

平成 30 年 4 月長浜市教育委員会定例会 会議録

I. 開催事項

1. 開催日時

平成 30 年 4 月 25 日（水） 午後 4 時 00 分～午後 5 時 30 分

2. 開催場所

教育委員会室（長浜市八幡東町 632 番地 長浜市役所 5 階）

3. 出席者

教育長	板山 英信
委員	井関 真弓（教育長職務代理者）
委員	西橋 義仁
委員	西前 智子
委員	美濃部俊裕

4. 欠席者

委員	廣田 光前
----	-------

5. 出席事務局職員

教育部長	米田幸子
次長兼教育総務課長事務取扱	岩田健
次長	横尾博邦
教育改革推進室長	土田康巳
教育指導課長	伊藤浩行
すこやか教育推進課長	大田久衛
すこやか教育推進課担当課長	宮本安信
幼児課長	大音洋
教育センター所長	野村幸弘
学校給食室長兼長浜学校給食センター所長	金森和善
市民協働部生涯学習文化課長	藤田輝雄
市民協働部生涯学習文化課参事	下司満里子
市民協働部生涯学習文化課副参事	森佐江子
市民協働部歴史遺産課長	山岡万裕
教育総務課長代理	今井健剛
教育総務課主査	大石文哉

6. 傍聴者
なし

II. 会議次第

1. 開 会
2. 議 事
 - 日程第 1 会議録署名委員指名
 - 日程第 2 会議録の承認
 - 日程第 3 教育長の報告
 - 日程第 4 議案審議
 - 日程第 5 協議・報告事項
 - 日程第 6 その他
3. 閉 会

III. 議事の概要

1. 開 会
 - 教育長からあいさつの後、開会宣言があった。
 - 井関 真弓 委員が教育長職務代理者に指名された。
2. 会議録署名委員指名
 - 井関委員、美濃部委員
3. 会議録の承認
 - 3月定例会
 - 特に指摘事項はなく、3月定例会の会議録は承認された。
4. 教育長の報告
 - 教育長：本日は4点報告いたします。1点目に、余呉小中学校の開校式を4月に行いました。前期課程で86名、後期課程で67名、計153名が既に学習を始めています。新聞等でも報道されましたが、県内初の施設一体型の小中一貫教育校ということで、大変期待も高いようです。初代校長には、昨年に鏡岡中学校の校長をしていました筑田校長が就任しました。地元出身ですので、失敗を恐れずにどんどん前向きにやっていただきたいとお話しさせていただきました。
 - 先週、私も子どもたちの様子を見に参りました。ちょうど参観日で、たくさんの方の保護者の方もおられました。期待反面不安半分という感じをお持ちかと思われ。教育委員の皆様にも、夏までに時期を見計らいまして、一度ご視察いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

2点目に、同じく新浅井小学校がスタートを切りました。全児童数は231名です。旧浅井町の小学校としては、湯田小学校に次いで2番目の規模を持つ、大体各学年2クラス程度の学校となっています。

浅井小学校の校長が大変良い考え方をしていると感心したのですが、開校式の前に学校の様子を見に行ったところ、校長から「現在の浅井小学校に七尾小学校が統合されるという感覚で子どもたちに接したくはない。現在の浅井小学校に七尾小学校が加わって、新しい浅井小学校をつくるという意識づけを子どもたちにも、保護者の皆様にもしっかりしていきたい」という話を聞きました。開校式でも、「新」浅井小学校開校としっかり書かれておりました。旧浅井町の3小学校が統合してできた小学校ですので、教育委員会としても、1年間、丁寧に今後の見取りをしてまいりたいと考えています。

3点目は通園バスの事故です。概略を簡単に報告させていただきますが、4月16日の月曜日、午前8時40分ごろ、とらひめ認定こども園の通園バスが、虎姫町大井、大井橋から約100メートル南側のところで事故に遭いました。このバスには子どもたち7名と、運転手のほかに1名添乗員も乗車しておりました。長浜市内から北上してきた乗用車が大変不安定な運転をしていることに気づいた通園バスの運転手が、危険を感じて路肩にバスを停車させ、サイドブレーキを引いて、子どもたちに対しショック体制をしっかりとらせていたそうです。案の定、その自動車がセンターラインを大きくはみ出して通園バスの右前方に衝突をしました。運転手の機転もありまして、この7名の子どもたちは全員けがもなく、駆けつけた救急隊員からも病院に搬送する必要はないという判断を受けましたので、園でしっかり状況を見守りながら、保護者に必要な連絡をし、念のために保護者同伴のもと近くの整形外科で受診をしています。その結果も全員異常はなかったという報告を受けています。

この加害車両の運転手は、市内の小学校に勤務する60代の非常勤講師であり、教育委員会としては非常に重大な事故になってしまいました。

この方も含めて、全員大きなけがには至らず、病院を受診された後、自宅へ帰られているということです。

その後、通園・通学バスを利用している各校園には、教育部長名で注意喚起並びに安全対策の徹底等についての文章を配布しています。また、全校園に交通事故の防止等についての注意喚起文等も出しているところです。

ご覧になった方もおられたかもしれませんが、このことは滋賀夕刊に報道されました。負傷者もないため、警察としては広報しないという判断でしたので、市の広報とも協議をし、教育委員会としても広報はいたしておりませんが、たまたま滋賀夕刊の記者がその周辺におられたため、滋賀夕刊には報道されたものです。

事故から1週間以上経ちましたが、定期的に園の職員等も家庭訪問をして状況を確認しています。概略としましては以上です。

最後に長浜曳山まつりです。天候不順に見舞われた点が残念でしたが、新聞では4万人と報道されておりました。祭りの本日は、西中学校の西中茶屋で伝統文化学習の発表の場としてお手前を披露している子どもたちもいましたが、それ以外にも裏方として祭りにかかわっていた小学生や中学生が、活躍してくれたと思います。余り目立たないですが、しゃぎり隊等で長浜小学校、北小学校の子どもたちが、祭りを盛り上げてくれたのではないかと思います。

この曳山まつり等も含めまして、長浜市内には非常に多くの文化財があります。そういう文化財を総合的に子どもたちに学ばせていくシステムを構築する必要があると改めて感じているところです。

西中学校では、こういったことを学習の中に組み入れているわけですが、北部地域でも、茶碗祭り等の様々な祭りがあります。それをきちんと学校の指導計画に組み入れていく必要が今後あるだろうと思い、市民協働部の太田学芸専門監とも話をしているところでして、皆様のお知恵等をお借りして、少しずつ形づくっていければと考えているところです。

新学期が始まり、全校園は平穩にスタートしていると考えているところです。現段階で、この場で報告するような事案も起きてはおりませんが、ゴールデンウィークが明けてから、1学期の山場を迎えていきますので、十分に学校の状況を把握した上で力を注いでまいりたいと思っています。

報告は以上です。

5. 議案審議

議案第17号 臨時代理の承認について

教育長は事務局に説明を求め、岩田次長から資料に基づき説明があった。

特に意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

議案第18号 長浜市学校給食会規則の全部改正について

議案第19号 長浜市学校給食会細則の廃止について

教育長は事務局に説明を求め、すこやか教育推進課長から資料に基づき説明があった。

特に意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり決定された。

議案第20号 長浜市学校給食会学校給食物資納入に関する要綱等の廃止について

教育長は事務局に説明を求め、すこやか教育推進課長から資料に基づき説明があった。

特に意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり決定された。

議案第 21 号 学校運営協議会委員の任命について

教育長は事務局に説明を求め、教育指導課長から資料に基づき説明があった。
主な質疑応答は以下のとおり

教育長：委員になっている学校園の教員OBの方は結構多いのですか。

教育指導課長：地域に根差した方が委員になっておられますので、教員OB色が強いとは感じていません。

教育長：現職の教員が委員になっても問題はないのでしょうか。

教育指導課長：役員につきましては、大きく4つに分けられています。保護者、地域住民、対象小学校の運営に資する活動を行う者、その他教育委員会が適当と認める者で、そこに当てはまる方であれば問題ないと思います。

西橋委員：長浜市の場合は全小中学校で協議会が機能しており、委員が決まっていますが、別の会議で彦根の教育委員の方と話をしたところ、長浜のような活動がまだできてないとおっしゃっておられました。県下で、長浜市のように全小中学校で運営協議会が設立されているのはどれぐらいあるのでしょうか。

教育指導課長：県内での具体的な件数は把握しておりませんが、明らかに増加傾向にあります。昨年度に法律が改正されたことによって、学校運営協議会を置くことが当たり前になってきていますので、今後ますます増えていくと思っています。

西橋委員：長浜は、全小中学校に学校運営協議会を置くようになって何年ぐらい経ちますか。

教育指導課長：平成24年からですので、今年で6年目になります。

横尾次長：全小中学校で学校運営協議会を設置しているのは、米原と長浜だけだと把握しています。

美濃部委員：校長をしていた経験から、4月は入学式等のいろいろな活動があるのですが、新しく学校運営協議会の委員になる方々に、ぜひそのスタートの様子や最初の職員会議の提案内容も理解していただいた上で進めていくことが必要だと思うのですが、その辺りができるだけ融通がきくように指導していただければと思いますが、いかがでしょうか。

横尾次長：委員のおっしゃるとおりで、実際、継続していただいている委員の方々は、4月1日から委員として活動していただいています。形式上、この委員会で決定されたうえでということで、25日付の任命になっていますが、実際の運営はしていただいても何ら差し支えはないと思います。そのあたりは現場にしっかりおろしていきたいと思っています。

その他意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり決定さ

れた。

議案第 22 号 長浜市社会教育委員の委嘱等について

教育長は事務局に説明を求め、生涯学習文化課長から資料に基づき説明があった。

特に意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり決定された。

議案第 23 号 長浜市図書館協議会委員の委嘱又は任命について

教育長は事務局に説明を求め、生涯学習文化課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

西橋委員：表記上の問題だと思いますが、「委嘱又は任命（案）」のところの学校教育関係者が「中学校長会代表、南中学校教頭」となっていますが、こういう表記をしなければならない理由を教えてください。

生涯学習文化課長：中学校長会代表として、南中学校教頭のお名前を挙げさせていただいておりましたが、正確には、小中学校教育研究会図書館部会で2名の方をご推薦いただいています。したがって、校長会代表ではなく、小中学校教育研究会の推薦をいただいているということです。

西橋委員：小中研の代表ですか。

横尾次長：各教育分野で小学校と中学校の校長や教頭先生が部会に割り当てられています。いわゆる教育研究会の図書館部会代表という形で、小学校部会代表、中学校部会代表がここに挙げられているという理解だと思います。

西橋委員：私が図書館長だった時は、中学校長会や小学校長会に推薦依頼をしていたので、中学校長会代表、小学校長会代表としていましたが、今、話を聞かせてもらうと、小中研の図書館部会の代表ということですね。すると、例えば校長や教頭先生でない一般の教員もここに入ってくる場合もあるということですか。

教育指導課長：部会長、副部会長は全て校長、教頭のみとなっていますので、一般の教諭が代表に入ることはございません。

西橋委員：部会の代表は校長、教頭でも、そこへ推薦依頼を出しているわけであれば、一般教諭が推薦されて挙がってくることを拒まないということですか。

教育長：今の西橋委員からのご質問ですが、部会から推薦されるのは原則管理職という形になると思いますので、依頼方法について次年度まで検討し、具体的に依頼できるような方法を考えてまいりたいと思います。

それでは、生涯学習文化課長は、表記を修正して再提出をお願いします。

議案第 23 号については、協議・報告事項（４）の後に訂正して再提出された。

主な質疑応答は以下のとおり

生涯学習文化課長：先ほどの議案第 23 号につきまして、修正をさせていただきたくお願いします。備考欄の従前「中学校長会代表」となっていました部分が「小中学校教育研究会の中学校代表」、２段目の同じく「小学校長会代表」となっていました部分が「小中学校教育研究会小学校代表」という形で修正をさせていただきたく、よろしく願いいたします。

西橋委員：今年はこれで良いと思いますが、小中研への依頼等について注意していただきたいと思います。

生涯学習文化課長：ただいまのご意見を十分に踏まえ、次回改選の折にはしっかりと確認した上で提出させていただきたくと思います。

その他意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり決定された。

6. 協議・報告事項

(1) 長浜市保育所規則の一部改正について

(2) 長浜市保育料徴収規則の一部改正について

(3) 長浜市保育ルーム事業実施要綱の一部改正について

幼児課長から、資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

西橋委員：北保育園の定員が 45 名増えるわけですが、施設的に大丈夫でしょうか。次に必要な職員をどのような形で補充されているのでしょうか。最後に、これだけ定員を増やした結果、長浜市の待機児童がどの程度になるかお聞きします。

幼児課長：まず施設につきましては、面積要件は満たしていますので、設備面は大丈夫です。

職員につきましては、法で規定されている職員は全て満たして配置をしていますが、長浜市独自の加配は若干足りない状況が続いています。

待機児童につきましては 4 月 1 日の状態で、長浜市全体で 15 名となっています。

井関委員：長浜市保育ルームの事業実施時間が改正されて時間が延長になっていますが、時間が長くなって、保育士の負担はどうかと懸念します。

幼児課長：保育士はシフトを組んで従事しており、1 日中 1 人の保育士が見ているというわけではございません。それで負担は軽減できていると思います。

西橋委員：滞納処分について、誰が徴収に行くのか、どの程度まで払ってもらえなかったら債権放棄するのか教えてもらいたい。

幼児課長：幼稚園の保育料と給食費と通園バス代については、国税徴収法などで規定されている債権ではございませんので、差し押さえ等はできません。よって、これらは引き続き幼児課が対応します。保育園の保育料につきましては、国税徴収法で差し押さえ等ができると規定がありますので、その部分は滞納整理課で執行しております。

次に、債権放棄の条件ですが、それぞれのケースをきちんと精査しての判断になりますが、一例を挙げますと、国外に退出されてしまった方や行方不明になっておられる方等、確実に徴収が見込めないものについては欠損という形になります。

西橋委員：過去に、いわゆる外国人労働者が、一夜のうちに家族全員行方不明になり、徴収するのに大変苦労したのを覚えています。そういった請求しようにもどこへ請求していいかわからないケースが主ですね。

幼児課長：はい、そうです。

(4) 長浜市子ども読書活動推進計画（第3次）の策定について

生涯学習文化課長から、資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

西橋委員：学校図書館への学校司書配置状況の数字が平成29年度現在のものになっていますが、平成31年度からの計画であるなら、平成30年度現在の数字を挙げてもらったほうがいいのではないかと思います。

生涯学習文化課長：数字については、平成30年度のものに更新させていただきたいと思います。

井関委員：私事ですが、23日に子ども読書活動の優秀団体ということで、私に関わっている「すずめの学校」が文部科学大臣表彰をいただきました。すずめの学校のメンバーと東京へ行ってきた際に、高校生や大学生が本を読まないのには、2パターンあるという話を聞きました。1つは乳幼児期からずっと読み聞かせ等をやってきたが、中学生、高校生になって、読書より優先するものができたために本を読めなくなったというパターンと、もう一つは本当に興味がない、なかなかその興味が本に向かないというパターンです。前者のほうは、機会があれば、読書への興味を呼び起こすことができるということで、前者に育てていくためにも、乳幼児期からの読み聞かせのように、幼稚園、小学校に移って中学校につながるような取組をしていくことが大事だということでした。

後者は、ビブリオバトル等、よほど興味を引くようなことをするのがいいかなということをおられました。

また、事例発表もお聞きしましたが、特に小学校での取組として、図書館で借りてきた本を保護者に読んでもらったかをカードでチェックするというのは、強制力が少し働くので有効な手段の1つと考えられること、も

う一つ、親だけでなく、祖父母や兄姉、場合によっては自分が弟妹と一緒に読んで、それを家族のだれかがチェックすることでも良いので、とにかく本を読むことのおもしろさを子どもたちに知ってもらうこと、習慣づけをすることが大事だと感じました。

これは私の意見ですが、本は大人と子どもをつなぐコミュニケーションツールとなります。ある小学校は学運協でそのような取組をしておられますし、先生方がお忙しい中でしたら、地域の方にもっと入っていただくなどして、本に親しむ機会を子どもたちに与えたいと思います。図書館司書も充実してきましたし、市立図書館からは「おはなしのたからばこ」が回ってきています。環境面は本当に充実していると思いますので、本をどのように子どもたちに与え、つないでいくかが大事なことだと思います。

教育長：すずめの学校も含めて、市内でいろいろな民間団体も熱心に取り組んでおられます。各学校でも司書を配置したことによって個性ある取組をしているところがたくさんありますので、この推進計画の策定に関しましては、ぜひそういう団体や学校等の意見も十分聞いていただき、学校及び家庭と密接に連携した計画となるよう、策定に向けて取組をお願いします。

(5) 長浜市文化的景観保存活用委員会委員の委嘱について

歴史遺産課長から、資料に基づき説明があった。

(6) 史跡小谷城跡清水谷出土遺構について

歴史遺産課長から、資料に基づき説明があった。

教育長：説明会には何人参加されましたか。

歴史遺産課長：約 210 名にご参加いただきました。

7. その他

(1) 委員から、平成 30 年度の教育委員会について意見交換があった。

西前委員：先日教育長が、市長のように昼食を教員の先生方と食べながら話をしようかというランチトークの話をされていましたが、すごくいい案だと思います。例えば、どんなことを頑張っているのか、仕事の質を上げるためにはどうしたらいいのか、今悩んでいることがあるか、同僚に相談できるか、そういういろんな話を想像していると、ああ、こういう話をするのもいいなと思いました。

話したことが外部の方に聞こえてしまうと、建前だけの昼食会になってしまうかと思いますが、守秘義務を守っていただくのはもちろんですが、保育園とか幼稚園の子どもたちや、小学校・中学校の子どもたちと一緒に食事をしてくださるのもいいかと思います。

一方で、保護者は教育長のことを存じ上げない方が多いと思います。担

任の先生と、教頭先生、校長先生までは身近でも、教育長となると遠過ぎるイメージもありますので、保護者とも食事をする場があってもいいかと思えます。

教育長：ランチトークについては、まずは定例化することを目標に、例えば4月誕生日の先生と一緒にという形から始めても良いと考えています。

教育部長や理事をしていた時代と比べて、職員の顔が日常見えないということはやはり違います。部長や次長は、常に職員の顔を見て仕事ぶりを見られるわけですが、私はなかなかそういきません。何とか意思の疎通を図る手段を考えたいと思っています。委員の皆さんも、定例会の前に職員と話していただくのもよろしいかもしれません。

給食について部長とも話していましたが、新しい学校給食センターもできますので、やはり前と比べてどうかという話が出てくると思います。従前の給食を知らないと何にもなりませんので、教育委員会事務局の幹部職員と給食を子どもたちと一緒に食べて、できればそこで子どもたちの話を少し聞ければと思っています。委員の皆さまに給食を食べていただく機会はありましたか。

横尾次長：平成28年度に一度、総合教育会議を長浜学校給食センターで開催した際に召し上がっていただきました。

教育長：皆さまのご都合がつくようでしたら、学期に一度程度機会を設けたいと思います。事務局で検討させていただきますので、よろしく願います。

美濃部委員：私は大谷大学の教職支援センターに勤めており、教員をめざす学生にいろいろアドバイスをしています。京都は大学が多いので、教員をめざす学生もたくさんおり、1回生のころからボランティアに行っています。教育実習に入る前にかかなりの経験を積んでから採用試験を受けるというのが、滋賀県と全然違うところです。

学校へボランティアに行く際に、何か事故を起こしてしまっただけいけないので、ボランティアの保険に入ったり、大学から指導したりするのですが、大谷大学と滋賀県教育委員会とがまず協定を結び、次に県教委と市教委が協定を結べたら該当の学生がボランティアの希望を出してやっという流れになっており、ものすごく時間がかかります。滋賀県も、学生のと看から学校に関わることが非常に大事だと感じています。

県から市にそういう申請がありましたら、速やかに手続きしていただいと申します。ボランティアをやりたいと思っている学生が、4月に申込をしても実際に行けるのが9月になってしまう自治体もあります。ぜひそういう仕組みをうまく利用していただいと、難しい教育現場の中で即戦力になる新任教員が育っていくように、事務局もご協力をお願いします。

教育部長：実際に申込は来ているのですか。

教育指導課長：まず、県にスクールサポーター制度がありまして、長浜市にもかなりの方に入っていただいています。ただ、北部出身の教員志望者は確かに以前より減ってきています。

もう一つ、協定を結んでいる大学の学生は保険等の手続きもスムーズに進めてスクールサポーター制度を活用できているのですが、そうでない大学で教員を志望する学生はサポーター制度を利用できないため、今ほど美濃部委員がおっしゃった問題が出てくることがあります。学校としては、そういった方を1人でも多く来てもらいたいとできる限り門を開いているところであると思います。

さらに、県主催で教師塾もしていますが、そこでは教育実習とは別に実地体験をしております。確立されている制度では、現在のところスクールサポーター制度とその教師塾がありますが、教育実習に来た学生が、直接学校に申し出て、事故が起こらない範囲で手伝いに入っているケースもございいます。そういった仕組みがさらに増えると、いい人材育成になると思います。

教育長：あとは市独自の試みの中で考えていくことも十分できると思います。

教育部長：ご提案いただきましたことについて、検討してまいりたいと思います。

美濃部委員：草津市は直接やっておられます。

西橋委員：教育委員会には直接関係ないと思うのですが、市行政の対応が水臭いと感じています。私、保護司の東浅井会長をしているのですが、年2回チラシを配っています。1回は回覧、もう一回は全戸配布です。ところが、市行政から全戸配布はお断りさせていただくと通達があり、困り果てています。わずかな人数では東浅井の1万以上の世帯にどうやっても配れません。

また、支所の人員が随分減ってきて、あと2、3年したら支所がなくなるかもしれないという話もあります。ある支所では、地域活動に対してこれまでお手伝いさせていただいていたが、人員も減っているし、将来の流れもあるので今後は難しいというお話も聞きました。

教育委員会では、事務局を中心にいろいろな人の意見を聞く、保護者の声を聞く、地域の声を聞くということで、丁寧な対応をしてきていただいていると思います。市の行政のような方向に流れないように、今までどおりよろしくお願ひしたいと思います。

教育部長：全戸配布を断られるケースがあるとご指摘いただきました。昨年度にその担当部署におりました観点から申しあげますと、自治会から全戸配布を減らしてほしい、長浜市の広報誌は配布をするので、なるべく広報の中に情報を凝縮してもらいたいとお申し出をいただいていることから、基本的に全戸配布はお断りしているところです。

全戸配布の願いは、委員がおっしゃった保護司会、社協、PTA等、様々な団体からたくさん来ます。市内に425の自治会があり、中には500世帯を超える自治会もあります。そこで一月に送られてくる配布物が膨大で、配布のための小部屋をつくらないと対応できないところもあるのが事実です。

できるだけ配布物は少なくしてほしい、これ以上増えるのなら配布そのものをやめるというご意見をいただいている自治会もあります。その中で、何とか回覧にできないか等、すり合わせをしながら配布をお願いしているところが実態であります。実施されている活動も広報しないと周知できませんので、配布をお願いする方のお気持ちもわかります。広報ながはまで活動等のお知らせをしていただきたいという思いも持っていますので、広報も交えて検討してまいりたいと思います。

西橋委員：部長のおっしゃることはよくわかりますが、行政が自治会にものを言いづらくなっているように思います。私も500世帯以上ある自治会の会長をしたことがあります。全戸配布をお断りしたことは一切ありません。自治会長は準公務員で手当が出ているのですから、言うべきことは言わないといけません。市行政は弱気になることなく、自治会に向き合ってもらいたいと思います。

教育部長：いただいたご意見は、当局に伝えておきます。ありがとうございます。

(2) 教育総務課より、3月定例会で西橋委員から質問のあった平成30年度教育行政方針の記載内容について報告があった。

8. 閉会

教育長から閉会の宣言があった。